

2 5 瀬戸内海的环境保全と自然環境・生物多様性の保全について

(国土交通省, 農林水産省, 環境省)

(中国地方整備局)

提案の要旨

瀬戸内海環境保全基本計画の積極的な推進
瀬戸内海の再生のための新たな法整備
国立・国定公園施設の整備促進
自然再生の推進
野生生物の適切な保護・管理
特定外来生物の防除の推進

現状及び課題

【現 状】

瀬戸内海的环境保全対策を推進してきたが、水質の改善は十分でなく、また、藻場・干潟・自然海岸などの貴重な自然環境が失われ続けており、これらの諸課題に対応するため、瀬戸内海環境保全基本計画が大幅に変更されたところである。

瀬戸内海の水質改善が十分でないことに加えて、漁獲量の減少、赤潮の発生等が続いており、瀬戸内海の再生や生産性の向上に向けた施策が求められている。

県内には、瀬戸内海国立公園、西中国山地及び比婆道後帝釈国定公園、山野峡県立自然公園など6か所の県立自然公園が指定されている。これらの自然公園等施設については、豊かな自然とふれあう場として、県民をはじめとする年間800万人を超える多くの利用・交流が行われているところであるが、一部には老朽化および安全対策の必要な施設がある。

また、地域の自然特性を活かした環境学習施設としてのニーズも高まっており、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に制定されたところである。

瀬戸内海国立公園宮島は、厳島神社の神域として古くから自然が守られてきたが、度重なる台風被害などにより貴重な植物(シバナ・ヒトモトススキ)や昆虫(ミヤジマトンボ)の生息環境である砂浜・汽水沼・河川の自然が破壊されており、早急な対策が必要となっている。

シカ、イノシシなど一部の野生鳥獣について、生息状況等の変化に伴い、生態系への悪影響が懸念されるとともに、農林水産業被害などの問題が生じている。

自然環境の再生や野生生物の適切な保護管理を進めているほか、平成17年6月1日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行された。

しかしながら、特定外来生物の分布状況等の把握が不十分であるとともに、一部の指定種を除いては、効果的防除法や組織的な防除体制が確立されていない。

このため、県南西部で深刻な生活被害等を生じているアルゼンチンアリについて、効果的かつ円滑な対策が講じられるよう、広島県、山口県の2県、2町で構成する広域行政協議会(国及び関係4市町がオブザーバーとして参画)を平成19年3月に設置し、アリの分布や被害の実態把握を目的とした調査を実施している。

【課 題】

瀬戸内海的环境を健全な状態で次の世代に継承していくため、継続的な水環境等の把握や、水質の改善、魚介類の産卵・育成機能等を有する藻場、干潟など海域の保全・再生等を進める必要がある。

現状では、個別法の枠を越えた総合管理の法的枠組みがなく、瀬戸内海地域固有の法規制によって、実効ある環境保全・修復や低未利用地の有効活用等を図ることが困難である。

国立公園等における老朽化した施設を再整備するとともに、利用者の安全を図る対策を実施し、地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設整備を計画的に促進する必要がある。

台風被害等により失われつつある貴重な生態系など、自然再生を積極的に進めていく必要がある。

有害鳥獣の捕獲を行う狩猟免許取得者が減少傾向にあるため、狩猟に関する規制緩和が必要である。

特定外来生物の分布や被害状況の把握を行うとともに、効果的防除方法や分布拡大防止策の確立、防除体制の整備・支援が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

瀬戸内海環境保全基本計画の推進及び水質改善に向けた取組み

- 平成 13 年 3 月 広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン策定
- 平成 14 年 7 月 「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」の変更
- 平成 15 年 5 月 「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に基づく行動指針」の策定
- 平成 18 年 11 月 水質総量削減計画について広島県環境審議会へ諮問
- 平成 19 年 2 月 水質総量削減計画について広島県環境審議会から答申

総合的な瀬戸内海の振興対策と新たな法整備

- 平成 12 年度 中四国サミット等を通じた関係県への働きかけ，フォーラムの開催
- 平成 13 年度 国土交通省の「瀬戸内海地域の総合整備のあり方調査」を受託
- 平成 14・15 年度 国土交通省「瀬戸内海沿岸域の総合管理の在り方調査」実施
- 平成 16 年 8 月 瀬戸内海交流圏研究会が「瀬戸内海創生構想」策定
- 平成 16 年 8 月 瀬戸内海環境保全知事・市長会議において，「瀬戸内海の生物多様性を回復し水産資源等の豊かな海として再生するための法整備」を関係省庁へ要望
- 平成 17 年 3 月 構想推進組織（「瀬戸内海創生構想推進検討会議」）の設置
- 平成 17 年度 国土交通省国土施策創発調査（地域施策創発調査）実施
- 平成 19 年 2 月 瀬戸内海環境保全のための法整備に向けた署名活動の展開

自然公園等整備事業

- 平成 18 年度 三段峡他 5 か所で実施

自然再生関係

- 平成 15 年 1 月 「自然再生推進法」施行
- 平成 17 年 4 月 国の三位一体改革により国立公園の管理・整備は国直轄とされる。

狩猟法関係

- 平成 18 年度 法改正により「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分離

外来生物関係

- 平成 18 年度 アレ`ソ`アリ対策調査の実施（アレ`ソ`アリ対策広域行政協議会）

【前年度提案結果】

閉鎖性海域対策費	（全国枠国費）	339 百万円（対前年度比 105.0%）
漁場環境保全創造事業	（全国枠国費）	13,253 百万円（対前年度比 392.1%）
自然公園等事業費	（全国枠国費）	11,767 百万円（対前年度比 96.8%）
特定外来生物防除等推進事業	（全国枠国費）	350 百万円（対前年度比 100.0%）

提案の内容

瀬戸内海環境保全基本計画に盛り込まれた施策を積極的に推進すること

- ア 水質汚濁防止対策の推進
下水道等污水处理施設の整備の促進等
- イ 水質浄化や生物多様性の確保，水産資源増殖等の観点から重要な藻場・干潟の整備等の推進
- ウ 環境保全・修復のための調査研究・技術開発の推進
 - ・藻場・干潟の保全・修復技術等環境改善に関する技術開発
 - ・生態系を保全するための継続的な環境モニタリングの実施等
- エ 環境技術の普及促進
 - ・環境技術の実証システムの確立による普及促進
 - ・閉鎖性水域の浄化技術など対象分野の拡大による事業の拡充・強化
- オ 環境保全施策の推進における住民参加の拡大等に対する支援

瀬戸内海沿岸域の総合的な管理を通じて，環境と融合した多面的利用を促進するため，例えば，「瀬戸内海地域の総合的な管理と適正な利用に関する法律（仮称）」といった新しい法律の制定や，沿岸域の多面的利用，産業振興策などの調査の実施，国家プロジェクトとしての取組みを推進すること

国立・国定公園施設の整備促進を図ること

公園施設の利活用を促進するため，老朽化した施設の再整備や安全対策，地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進するとともに，財源の確保を図ること。

自然環境の再生を図ること

損なわれた生態系や自然環境の保全，再生，創出等を行う自然再生を積極的に推進するため，事業実施地区の拡大や自然再生手法の確立などを行うこと。

対象地域	自然再生の概要
瀬戸内海国立公園 宮島 事業主体：環境省【新規】	貴重な汽水沼，海岸，河口を再生 ミヤジマトンボ（絶滅危惧種；宮島だけに生息）等の生息地を保全

野生生物の適切な保護・管理を図ること

野生生物の個体数管理に重要な役割を果たしている狩猟について，捕獲の実施体制を強化する観点から，狩猟に関する規制緩和として狩猟免許の有効期間の延長を行うこと。

特定外来生物の防除の推進を図ること

生物多様性の保全を図る手段の一つとして，防除の公示を行った特定外来生物の生息状況等の調査及び防除を実施するとともに，効果的な防除手法の紹介や開発，防除体制の整備に努めること。また，国以外の者が行う防除等に対する財政支援措置を早急に講じること。

